

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)の一覧

天理市では、固定資産税等に係る課税標準の特例率について、天理市税賦課徴収条例第61条の2及び附則第10条の2に規定しています。

令和7年4月1日

地方税法	対象資産		適用期間	特例率	適用税目
第349条の3第27項 (都計:第702条第2項)	家庭的保育事業		期限なし	1/2	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)
第349条の3第28項 (都計:第702条第2項)	居宅訪問型保育事業		期限なし	1/2	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)
第349条の3第29項 (都計:第702条第2項)	事業所内保育事業		期限なし	1/2	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)

地方税法附則		対象資産	取得期間	適用期間	特例率	適用税目
第15条第2項第1号	公害防止施設	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	期限なし	1/2	固定資産税(償却資産)
第15条第2項第5号		下水道除害施設	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	期限なし	4/5	固定資産税(償却資産)
第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー 発電設備	太陽光発電設備(1,000kw未満)	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3年	2/3	固定資産税(償却資産)
第15条第25項第1号ロ		風力発電設備(20kw以上)				
第15条第25項第1号ハ		地熱発電設備(1,000kw未満)				
第15条第25項第1号ニ		バイオマス発電設備(認定発電設備に限る) (10,000kw以上20,000kw未満) ※次号に掲げるものを除く				
第15条第25項第2号		バイオマス発電設備(木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。)(10,000kw以上20,000kw未満)			6/7	
第15条第25項第3号イ		太陽光発電設備(1,000kw以上)			3/4	
第15条第25項第3号ロ		風力発電設備(20kw未満)				
第15条第25項第3号ハ		水力発電設備(5,000kw以上)				
第15条第25項第4号イ		水力発電設備(5,000kw未満)			1/2	
第15条第25項第4号ロ		地熱発電設備(1,000kw以上)				
第15条第25項第4号ハ		バイオマス発電設備(10,000kw未満)				
第15条第28項	水防法に規定する地下街等の浸水防止用設備		平成29年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5年	2/3	固定資産税(償却資産)
第15条第32項	都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する土地		平成29年6月15日 ～ 令和8年3月31日	3年	2/3	固定資産税(土地) 都市計画税(土地)
第15条第36項	浸水被害軽減地区にある土地		令和2年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3年	2/3	固定資産税(土地) 都市計画税(土地)
第15条第37項	一体型滞在快適性等工場事業の実施主体が整備した滞在快適性棟工場施設等		令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5年	1/2	固定資産税 (土地・家屋・償却資産) 都市計画税(土地・家屋)
第15条第40項	特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する雨水貯留浸透施設		特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日 ～ 令和9年3月31日	期限なし	1/3	固定資産税(償却資産)
第15条第41項	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域内にある土地		令和4年4月1日 ～ 令和10年3月31日	3年	3/4	固定資産税(土地) 都市計画税(土地)
第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅		平成27年4月1日 ～ 令和9年3月31日	5年	2/3	固定資産税(家屋)
第15条の9の3	大規模の修繕等が行われたマンション		令和5年4月1日 ～ 令和9年3月31日	1年	1/3	固定資産税(家屋)